

吉舎中学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日 策定

平成26年7月1日一部改定

1 策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、全ての生徒が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校・保護者・地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが重要である。

そのため、いじめの問題の克服に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「吉舎中学校いじめ防止基本方針」を定め、国・県・市・保護者・地域・その他の関係者の連携の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義等

「いじめ」をいじめ防止対策推進法第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめには、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃していたり、見過ごしていたりする可能性がある。いじめの対応においては、認知件数の多寡のみを問題とするのではなく、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に発見（認知）し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組むものである。

3 いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、次に示す視点を中心として、取組を推進する。

(1) いじめの未然防止

生徒一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての生徒が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

(2) 生徒の主体的な活動の推進

生徒が自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいくことが重要であることから、生徒会として、いじめ撲滅キャンペーンを行う等、生徒の主体的な活動を仕組む。

(3) いじめの早期発見・早期対応

いじめられている生徒を守るために、定期的、計画的なアンケート調査や教育相談を進めるとと

もに、日常的な実態の把握により、生徒が発するどんな小さなサインも見逃さず、早い段階で適切に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

(4) いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。また、法第22条により設置する「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員がいじめられた生徒を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

(5) 学校、家庭及び地域との連携

学校関係者、PTA及び地域の自治会等が連携・協働し、地域社会全体で生徒を見守り育てる。

4 いじめの防止等に関する取組

いじめの防止のため、本校の「いじめ防止委員会」を中心として、次の取組を行う。

(1) いじめの未然防止

①いじめ防止に対する教職員の共通理解

いじめの未然防止を進めるために、いじめに係る対応等について校内研修等において共通理解を図るとともに、教職員の人権感覚を高める。

②わかる授業作り（基礎基本の定着）

わかる授業により、学力の基礎的・基本的な知識や技能の定着を図り、学習に対する達成感や成就感を持たせる。また、学力課題の大きな生徒に対し、個別の指導体制を整え、個に応じた指導を行う。

③他人を思いやる心等の育成

他人を思いやる、生命を尊重するなど生徒の道徳性を育む道徳教育の充実を図る。

また、情報モラルについて関係機関等との連携の上、生徒や保護者へ指導・啓発を行う。

④あたたかい学級集団づくり

どのような行為がいじめに当たるのかなどいじめについて正しく理解させる。

生徒同士のあたたかなつながりを築くために、お互いのよさを認め合うピア・サポート活動、学級活動をとおして望ましい学級集団づくりを進める

(2) 生徒の主体的な活動の推進

①感動的な学校行事・生徒会行事の実施

生徒の主体性が発揮でき、達成感や成就感が持てる体育祭、文化祭、球技大会、委員会活動などの行事を企画し、評価する。

②ボランティア活動の推進

地域との連携を図り、地域の諸活動に積極的に参加し、地域に貢献できる取組を図る。

③主体的な生徒会活動

生徒会が、いじめの防止に向けて主体的に活動できるよう取組を進める。

(3) いじめの早期発見・早期対応

①定期的なアンケート実施

いじめられている生徒を守るために、毎学期1回は「いじめアンケート」を実施する。

年2回総合質問紙調査を実施する。

保護者へのアンケート実施する。

②日常的な情報共有

生徒の表情や態度、言動など日常的に留意しておき、気になる状況は職員間で情報共有し、教育相談など随時実施する。

(4) 組織的な対応（報告・連絡・相談・確認の徹底）

いじめに係る状況がわかれば速やかに生徒指導主事、担任、管理職への報告を行うとともに、「いじめ防止委員会」を中心に対応を明確にし、複数での事実確認を行う。

決して1人で問題を抱え込まない。

正確な事実関係の上に、被害者の安全や保護を最優先し、いつ・誰が・どのように対応するのかを決め、全教職員に周知し、迅速に対応する。

(5) 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

- ① いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る校内研修を実施する。
- ② いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る保護者・関係機関等との連携を進める。
- ③ いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報を行う。
- ④ いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報を行う。
- ⑤ いじめ発生時の対応プログラムを作成する。
- ⑥ 必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、弁護士等の外部専門家を招聘する。

(6) 学校・家庭及び地域との連携

生徒の安心・安全を確保するため、学校の取組状況を説明し、家庭・地域と協力・連携の強化を図り、生徒を見守ってもらう信頼関係を築く。

(7) 警察への相談・通報

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

5 重大事態への取組

「重大事態」の定義（いじめ防止対策推進法第28条第1項による）

「重大事態」とは、次に掲げる場合を指す。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア 重大事態が発生した場合、市教育委員会に報告する。

イ 市教育委員会の判断により、調査組織を学校又は市教育委員会内に置き、調査する。

ウ 学校に調査組織を置く場合は、市教育委員会の指導の下、「いじめ防止委員会」等を中心としたプロジェクトチームを、設置し、アンケート調査及び個別面談などの適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を市教育委員会に報告する。

エ 調査の結果を踏まえ、同様の事態の再発防止のための取組を行う。

6 「吉舎中学校いじめ防止基本方針」の公表及び改訂

吉舎中学校いじめ防止基本方針は、学校ホームページに公表するとともに、より実効性の高い取組とするため、必要に応じて検証及び見直しを行う。